

教育委員会会議提出議案

第14号

福岡県教育委員会における個人情報の保護に関する
法律施行細則の制定について

このことを、別案のとおり提出する。

令和5年3月22日
教 育 長

(理由)

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の一部改正により、個人情報の取扱いに係る同法の規定が地方公共団体に適用されることに伴い、必要な事項を定めるもの。

福岡県教育委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則を制定し、ここに公布する。

令和五年二月 日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第 号

福岡県教育委員会における個人情報の保護に関する法律施行細則

個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）及び福岡県個人情報保護に関する法律施行条例（令和四年福岡県条例第四十三号）の施行に関し教育委員会が保有する個人情報保護等について必要な事項は、福岡県個人情報保護に関する法律施行細則（令和五年福岡県規則第十五号）の規定の例による。

附 則

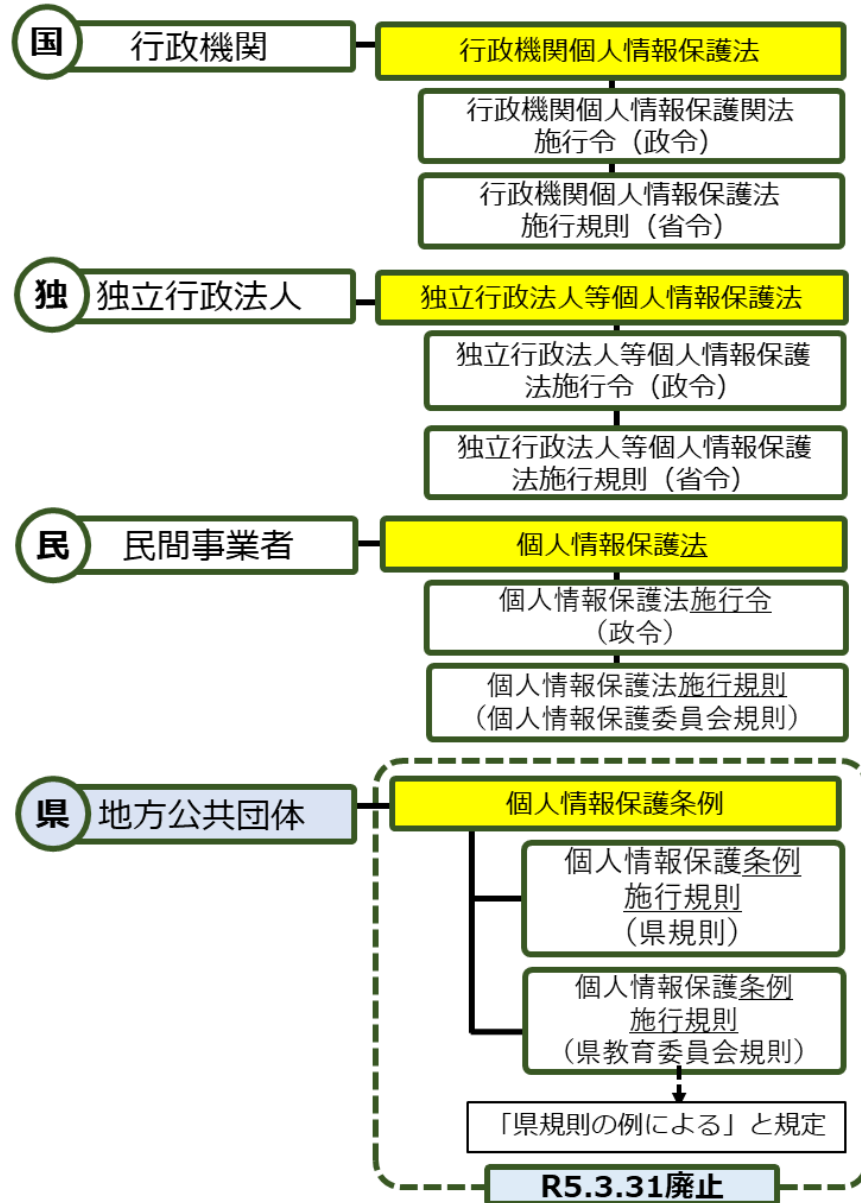
（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

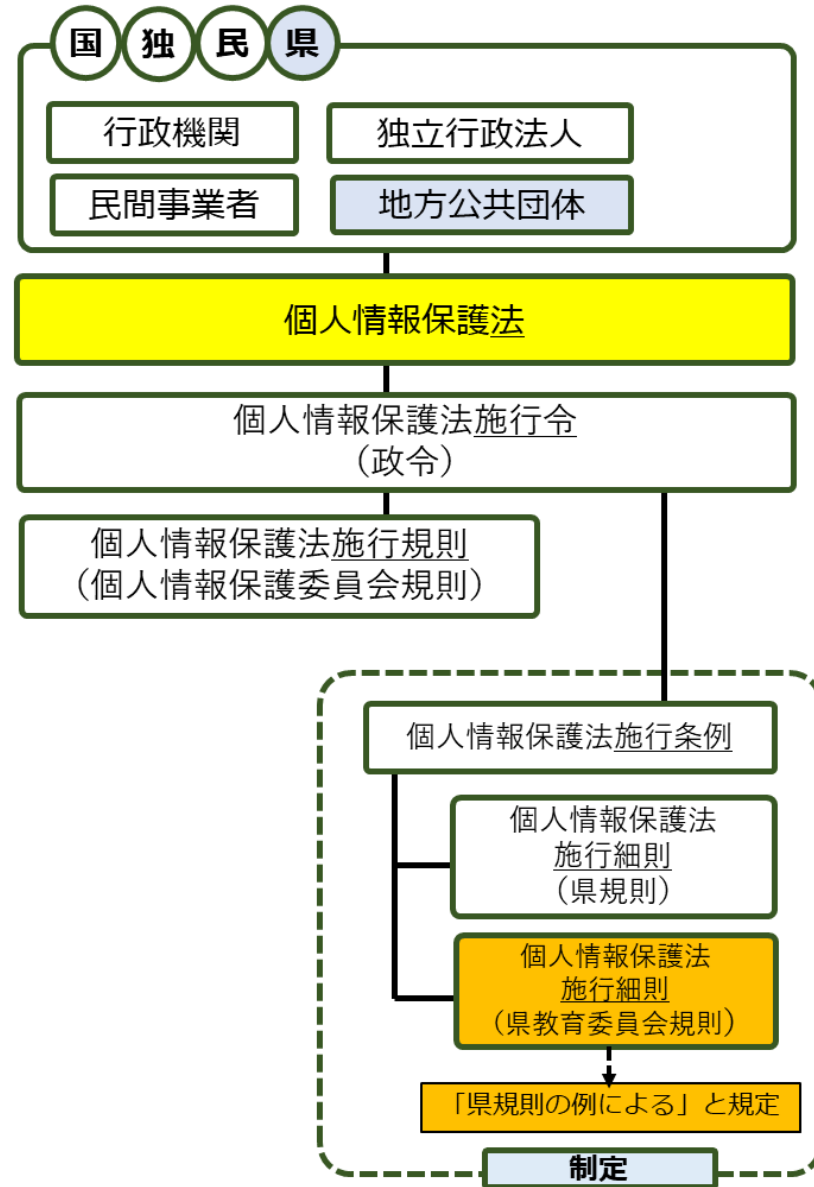
（福岡県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の廃止）

2 福岡県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成十七年福岡県教育委員会規則第十二号）は、廃止する。

【 従 前 】



【 R 5.4.1から 】



2

行政機関等匿名加工情報制度について

- 行政機関等匿名加工情報とは、行政機関・独立行政法人等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報。
- 行政機関等匿名加工情報の作成方法の基準を個人情報保護委員会規則で定める。



福岡県個人情報保護に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）、個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「政令」という。）及び福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年福岡県条例第四十三号。以下「条例」という。）の施行に関し知事が保有する個人情報の保護等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、法及び条例で使用する用語の例による。

(個人情報ファイル簿)

第三条 法第七十五条第一項の個人情報ファイル簿は、様式第一号によるものとする。

(個人情報取扱事務登録簿)

第四条 条例第四条第一項の個人情報取扱事務登録簿は、様式第二号によるものとする。

2 条例第四条第二項第六号の実施機関が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 法第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル又は同項第二号に係る個人情報ファイルの別
- 二 保有個人情報の記録項目
- 三 保有個人情報に含まれる要配慮個人情報の記録項目
- 四 保有個人情報に特定個人情報が含まれるときは、その旨
- 五 保有個人情報の収集先

六 保有個人情報の提供先

3 前二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する事務には、適用しない。この場合において、当該事務に係る個人情報取扱事務登録簿は、様式第三号によるものとする。

- 一 法人又は事業を営む個人からの申請（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する申請をいう。）又は届出（同条第七号に規定する届出をいう。）の内容に関する事項を記録する個人情報ファイルを保有する事務
- 二 前号に準ずる事務であつて知事が適当と認めたもの

(開示請求書)

第五条 法第七十七条第一項の開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第四号）によるものとする。

2 条例第五条の実施機関が定める事項は、書類の送付先が請求者の住所又は居所と異なる場合における送付先及びその理由並びに郵送により開示請求を行う場合における請求者の本人確認に必要な書類の別とする。

(開示決定通知書等)

第六条 法第八十二条第一項の通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- 一 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（様式第五号）
- 二 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書（様式第六号）
- 2 法第八十二条第二項の通知は、保有個人情報不開示決定通知書（様式第七号）により行うものとする。

(開示決定等期限延長通知書)

第七条 条例第六条第二項の通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書(様式第八号)により行うものとする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第八条 条例第七条の通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(様式第九号)により行うものとする。

(開示請求事案移送書等)

第九条 法第八十五条第一項の規定による他の行政機関の長等に対する事案の移送は、保有個人情報開示請求事案移送書(様式第十号)により行うものとする。

2 法第八十五条第一項の通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書(様式第十一号)により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知)

第十条 法第八十六条第一項の通知を書面で行うときは、保有個人情報の開示請求に係る意見照会書(様式第十二号)により行うものとする。

2 法第八十六条第二項の通知は、保有個人情報の開示請求に係る意見照会書(様式第十三号)により行うものとする。

3 法第八十六条第三項の通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書(様式第十四号)により行うものとする。

(電磁的記録の開示方法)

第十一条 法第八十七条第一項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

ロ 当該録音テープ又は録音ディスクをCD-R、DVD-Rその他の電磁的記録媒体に複写したものを専用機器により再生したものの聴取(イに定める方法に支障がある場合で、当該複写を容易に行うことができるに限る。)

ハ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付

ニ 当該録音テープ又は録音ディスクをCD-R、DVD-Rその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付(ハに定める方法に支障がある場合で、当該複写を容易に行うことができるに限る。)

二 ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをCD-R、DVD-Rその他の電磁的記録媒体に複写したものを専用機器により再生したものの視聴(イに定める方法に支障がある場合で、当該複写を容易に行うことができるに限る。)

ハ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付

ニ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをCD-R、DVD-Rその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付(ハに定める方法に支障がある場合で、当該複写を容易に行うことができることに限る。)

三 その他の電磁的記録 次に掲げる方法であつて、知事がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの

イ 当該電磁的記録を日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧又は交付

ロ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴（当該閲覧又は視聴を容易に行うことができる場合に限る。）

ハ 当該電磁的記録をCD-R、DVD-Rその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付（当該複写したものの交付を容易に行うことができる場合に限る。）

（開示実施方法等申出書）

第十二条 法第八十七条第三項の申出は、保有個人情報の開示実施方法等申出書（様式第十五号）により行うものとする。

（保有個人情報の開示）

第十三条 知事は、保有個人情報の閲覧、視聴又は聴取をする者が、当該保有個人情報が記録された法第六十条第一項に規定する地方公共団体等行政文書（以下「公文書」という。）を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧、視聴又は聴取の中止を命ずることができる。

2 保有個人情報の写しの交付の部数は、請求一件につき一部とする。

（写しの交付に要する費用等）

第十四条 条例第八条の写しの交付に要する費用は、別表に定める額

とする。

2 保有個人情報の写しの交付を受ける者は、前項の費用を前納しなければならない。

3 政令第二十八条第四項の規則で定める方法は、郵便切手で納付する方法とする。

4 保有個人情報の写しの送付を受ける者は、第一項の費用及び前項の郵便切手を前納しなければならない。

（訂正請求書）

第十五条 法第九十一条第一項の訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（様式第十六号）によるものとする。

（訂正決定通知書等）

第十六条 法第九十三条第一項の通知は、保有個人情報訂正決定通知書（様式第十七号）により行うものとする。

2 法第九十三条第二項の通知は、保有個人情報不訂正決定通知書（様式第十八号）により行うものとする。

（訂正決定等期限延長通知書）

第十七条 法第九十四条第二項の通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（様式第十九号）により行うものとする。

（訂正決定等期限特例延長通知書）

第十八条 法第九十五条の通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（様式第二十号）により行うものとする。

（訂正請求事案移送書等）

第十九条 法第九十六条第一項の規定による他の行政機関の長等に対する事案の移送は、保有個人情報訂正請求事案移送書（様式第二十一号）により行うものとする。

2 法第九十六条第一項の通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（様式第二十二号）により行うものとする。

（訂正実施通知書）

第二十条 法第九十七条の通知は、保有個人情報訂正実施通知書（様式第二十三号）により行うものとする。

（利用停止請求書）

第二十一条 法第九十九条第一項の利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（様式第二十四号）によるものとする。

（利用停止決定通知書等）

第二十二条 法第一百一条第一項の通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（様式第二十五号）により行うものとする。

2 法第一百一条第二項の通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書（様式第二十六号）により行うものとする。

（利用停止決定等期限延長通知書）

第二十三条 法第一百二条第二項の通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（様式第二十七号）により行うものとする。

（利用停止決定等期限特例延長通知書）

第二十四条 法第一百三条の通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第二十八号）により行うものとする。

（任意代理における委任状）

第二十五条 本人の委任による代理人が次の各号に掲げる請求をする場合における政令第二十二条第三項（政令第二十九条において準用する場合を含む。）の委任状は、当該各号に定める様式によるものとする。

一 法第七十六条第二項の規定による開示請求 委任状（保有個人

情報に係る開示請求用）（様式第二十九号）

二 法第九十条第二項の規定による訂正請求 委任状（保有個人情報に係る訂正請求用）（様式第三十号）

三 法第九十八条第二項の規定による利用停止請求 委任状（保有個人情報に係る利用停止請求用）（様式第三十一号）

（審議会諮問通知書）

第二十六条 法第五十五条第三項において準用する同条第二項の規定による通知は、保有個人情報に係る審議会諮問通知書（様式第三十二号）により行うものとする。

（法の施行状況の公表）

第二十七条 条例第二十三条の規定による法の施行状況の公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の廃止）

2 知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成十七年福岡県規則第二十七号）は廃止する。

（経過措置）

3 条例附則第三条第二項に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

（別表及び様式は添付省略）